

第1回 川角駅周辺地区整備協議会 次 第

日 時：令和3年12月21日（火）

午前10時00分～

場 所：毛呂山町福社会館 第3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

4 議 事

(1) 川角駅周辺地区整備協議会規約の承認

(2) 会長、副会長の選出

(3) 川角駅周辺地区整備事業の経緯について

(4) 今後の進め方、方針等について（意見交換）

5 そ の 他

6 閉 会

川角駅周辺地区整備協議会 委員

(敬称略)

	組 織	名 称 等	人 数	役職・氏名
1	地域の代表者	みんなのための川角駅を造る会	1 1	小久保 一省 大山 英治 根岸 敏男 山崎 綾子 岡田 宣好 渡邊 信明 下田 俊哉 伊藤 喜代美 峯岸 英男 松本 茂雄 小室 貴史
		下川原地区有志代表	3	福島 誠一 市原 弘之 渋谷 辨洋
2	学識経験を有する者	東洋大学	1	理工学部 都市環境デザイン学科 准 教 授 二宮 仁志
3	周辺学校の代表者	城西大学	1	事務局次長 神前 敦
		日本医療科学大学	1	管 理 課 浅見 忠夫
		明海大学	1	庶務課 課長 高山 裕子
		山口学院 (埼玉平成高・中)	1	事務主任 猪鼻 剛
4	周辺企業の代表者	(株)木屋製作所	1	総務部 部長 橋本 高広
		(株)関越物産	1	管理部 部長 古澤 忍
合 計 (人)			2 1	

オブザーバー (毛呂山町議会より)

	氏名	役職
1	下田 泰章	毛呂山町議会 副議長
2	澤田 巖	毛呂山町議会 生活福祉常任委員会 委員長
3	荒木 かおる	毛呂山町議会 予算決算常任委員会 委員長

川角駅周辺地区整備協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 本協議会は、川角駅周辺地区整備協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第 2 条 川角駅周辺地区整備事業に際し、川角駅、及び同周辺地区の安全性を高めるとともに、毛呂山町の玄関口にふさわしい賑わいのある安全な空間とするため、本協議会は、その整備方針を策定するとともに、具体化について検討することを目的とする。

（検討範囲）

第 3 条 協議会の検討範囲は、駅直近地区及び駅直近地区に関連する地域とする。

（検討事項）

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 駅施設の整備に関する事
- (2) 駅前広場・駅周辺道路の整備に関する事
- (3) 駐車場・駐輪場の整備に関する事
- (4) 空間・景観づくりに関する事（南北骨格軸・駅前広場等）
- (5) 整備方針の策定に関する事
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

2 毛呂山町は、協議会において決定した整備方針をもとに事業を進める。

（委員）

第 5 条 協議会は、別表 1 に掲げる 21 人以内の者をもって構成する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が任期途中で退任した場合におけるその後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第 6 条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 人
 - (2) 副会長 1 人
- 2 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 会長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 4 会議は公開とする。ただし会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 5 会議資料及び議事録は、個人情報に関わる事項及び討議により知り得た重要事実（金融商品取引法の規定による）以外は原則公開とする。ただし会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会に会議の進行を見守るオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは議長の求めに応じ、発言することができる。
- 3 オブザーバーは主観を持たず、客観的な視点で会議の進行を見守るものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を毛呂山町役場まちづくり整備課に置く。

(補則)

第10条 この規約に変更の必要が生じたときは、協議会の了承を経て改正する。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

この規約は、令和3年12月21日から施行する。

別表 1

番号	職	区 分	氏 名	所属・役職等
1	会 長			
2	副会長			
3	委員			
4	委員			
5	委員			
6	委員			
7	委員			
8	委員			
9	委員			
1 0	委員			
1 1	委員			
1 2	委員			
1 3	委員			
1 4	委員			
1 5	委員			
1 6	委員			
1 7	委員			
1 8	委員			
1 9	委員			
2 0	委員			
2 1	委員			

川角駅周辺地区整備事業の経緯について

1. 課題の抽出

川角駅前の踏切周辺から星宮神社まで町道は歩道が未整備であり、特に通勤・通学の時間帯には歩行者と車両が混在し、互いに危険な状態となっている。また、川角駅周辺は事故も多数発生しており、届け出に至らないような小さなものも含めれば毎月のように事故が発生しているような状況である。

特に駅南側の下川原地区住民は50年以上の長きに渡りこのような状況に悩まされてきており、沿道では通学等歩行者の列により自宅から車が出せないこともあるという。

これらの地域課題を解消するため、これまでに地域の生の声を聞くべく、意見交換会やアンケート調査を実施してきた。

〈現況・事故発生状況等〉





写真：通勤・通学時間帯の様子

▶平成 24 年 7 月 意見交換会の実施

出席：市場・下川原・学園台・角木団地・日化団地区長、城西大学、
明海大学、日本医療科学大学、埼玉平成高校・中学、町議会議員 3 名

▶平成 25 年 11 月 アンケート調査の実施

対象：川角駅から半径 1 km 内に居住する 15 歳以上の住民
無作為に 1,000 件送付（回答数 506 件：50.6%）

抽出された要望・課題

- ・ 駅周辺の道路が狭く、蛇行している
- ・ 大学生の通学時間帯は歩行者が多く、家から車を出せないほど
→ **他の通学ルートの確保**
- ・ 歩車道の分離がなく、道路に大きく広がって歩いている
→ **拡幅による歩道整備、歩車分離**
- ・ 森戸橋の架替により、駅前交差点に車両の流入が増える懸念
- ・ 送迎車両の駐車場所がない
- ・ 駅前にバス、タクシー等公共交通が無く、鉄道駅からの接続が不便
→ **駅前広場・アクセス道路の整備**
- ・ 南側に改札口が欲しい、大学生の多い時間帯は利用に難がある
→ **改札口の追加、拡幅による歩道整備**

→抽出された要望や課題をもとに、整備計画案等の作成。

2. 整備計画案の作成

意見交換会、アンケート調査の結果をもとに作成した整備計画案を示すため、地権者説明会を開催した。

▶平成 28 年 11 月 第 1 回地権者説明会

対象：市場・下川原両区長と事業地隣接住民及び地権者 60 名(うち 27 名出席)

〈参考：第 1 回説明会資料〉



- ◎町整備案
1. 川角駅北側の交差点～踏切～星宮神社南側交差点までの区間を道路拡幅し、歩車の分離を行う
 2. 駅前広場を整備し、送迎車やバス・タクシー等の利便性向上
 3. 既存出口に加え、南側に改札口を追加要望したい

- >意見課題
1. 沿道の住民としては駅～大学方面に別ルートの整備がよい
 2. 出口を変更しないと駅前の空間が確保できない
駅の位置が決まらないと用地の確保ができない
 3. **鉄道事業者の同意が必要**

★東武鉄道と鉄道協議

※駅舎の追加や位置の変更に関する事は鉄道事業者と協議が必要

回答：改札口の追加は難しい

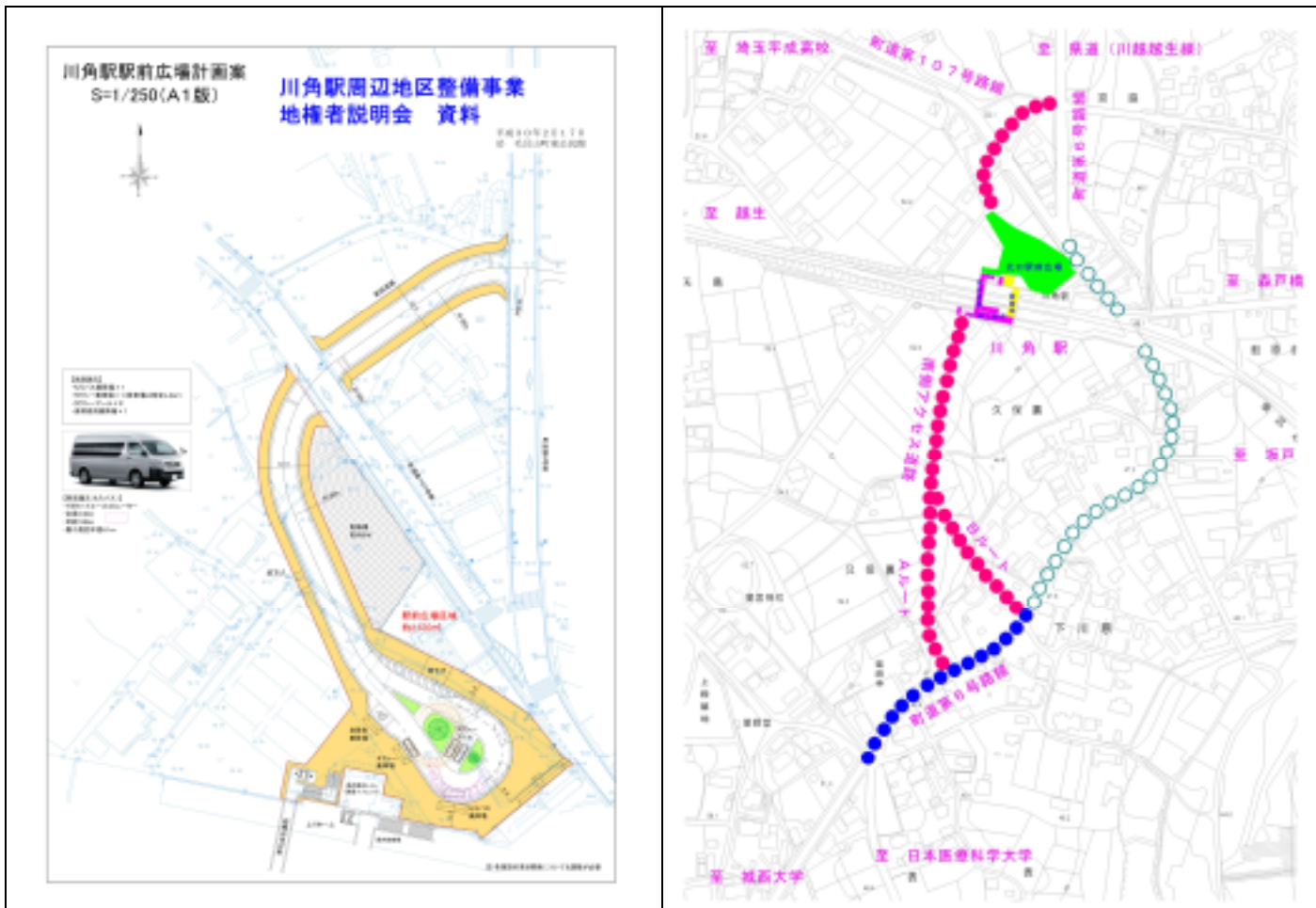
(駅の規模・設備投資・ランニングコスト(数千万円/年)等を踏まえた経営判断で、町が費用負担しても受けられないとのこと)

▶平成 30 年 2 月 第 2 回地権者・周辺住民説明会

東武鉄道の回答を踏まえ、新案を作成。計画変更に伴い、対象者を拡大。

対象：第 1 回を含めた 84 名（うち 46 名出席）

〈参考：第 2 回説明会資料〉



- ◎町整備案
1. 橋上駅舎化を検討中、既存の駅舎は廃止
 2. 橋上駅舎化に伴い、出入口がホームの中央付近に移動するため駅の南北に駅前広場・アクセス道路の整備を行う

- >意見課題
1. 前回案の方がよい
 2. 南側アクセス道路の別案はないのか
- 全体的には概ね賛同の様子であった。

【概算内訳】
橋上駅舎 … 10 億超
南駅広+アクセス道 … 4 億
北駅広+アクセス道 … 3 億

★東武鉄道と再協議
橋上駅舎化の可能性、費用概算等を聴き取り



回答：橋上駅舎化であれば協議継続可能
費用は他の駅等を参考にして
→ 整備に約 17 億円を想定

※ 町財政からの捻出は非常に困難であることが判明 ※

★協議を重ね、案を模索

回答：改札の追加は不可だが、
既存の移設であれば可能性あり
移設なら橋上駅より安価となる

▶平成 30 年 8・9 月 交通量調査の実施

東武鉄道の回答から、費用対効果の良い駅舎の移設先について検討を開始。
学生の少ない夏休み期間を対象に交通量調査を実施した。

駅舎移設先の検討

北：県道方面、南：城西大方面、東：森戸橋方面、西：明海大方面として、どの方向からどこへ向かったか、加えて駅の入場状況等を調査。

今回の調査に加え、平成 26 年に実施したものの結果を比較したところ、駅北側からの入場者数はいずれも全体の 20%程度であった。

➡ 以上の結果から、
利用者数の多い駅南側に駅舎を移設する方向で検討を開始。

〈駅舎南側移設図(案)〉

上記の経緯より、移設案を作成

令和 2 年 8 月の地区説明会にて提示



▶令和2年3月 川角駅周辺地区整備事業地区説明会
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、延期とした。

▶令和2年8月 川角駅周辺地区整備事業地区説明会
対象：駅周辺10地区1,888世帯、申込169名(うち150名出席)
緊急事態宣言が明け、ウイルスの感染状況も下火となってきたことから、3月実施する予定であった説明会を実施。

- ◎町整備案
1. 駅舎を南側へ移設し、既存の駅舎は廃止
 2. 町の財政状況から一度にすべてを整備するのは難しいため
1～3期に分け、南北駅前広場、アクセス道路、自由通路を整備
 3. 駅舎西側に歩行者専用道路を併せて整備し、埼玉平成の生徒が踏切を渡ることなく登校できるようにする

- >意見課題
1. 既存駅舎の閉鎖は反対
 2. 住民のためでなく学生のための整備ではないか
 3. 質疑の時間短く、住民の意見にもっと耳を傾けてほしい

前回案の橋上駅舎化と大きく変更があり、既存駅舎の廃止・移設に伴い駅北側の住民の利便性が損なわれるとして厳しいご意見をいただいた。

3. 協議会の設置

8月に実施された事業説明会の事業内容見直しを求める地区の有志により「みんなのための川角駅を造る会」(以下「造る会」)が設立され、賛同者を募る署名活動が行われた。

▶令和2年12月 「造る会」による請願書の提出

2,504筆の署名が集まった請願書は12月定例議会に提出され、採択。住民の意見を取り入れた駅周辺整備事業とすることを目的とし、協議会を設置して話し合いの場を設ける方針とした。

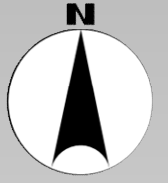
▶令和3年2月～12月 協議会開催に向けての調整

「造る会」や各関係者と委員構成や規約について協議を重ね、今日に至る。

4. 協議・調査等 時系列まとめ

年 月	内 容
昭和50年12月	毛呂山町の一部を都市計画法による市街化区域に編入をお願いする陳情書が提出される
昭和53年 5月	下川原地区区画整理事業促進委員会が発足
昭和53年 6月	市街化区域編入に反対する陳情書が提出される（署名人10名、賛同署名人78名）
昭和53年 8月	毛呂山町の一部を都市計画法による市街化区域に編入と、区画整理事業実施の認可を御願ひする陳情書が埼玉県知事に提出される （署名人768名）
昭和56年 3月	川角駅周辺土地基盤整備等に関する話し合い
平成 2年10月	東部地区を考える会 発足
平成 6年 2月	毛呂山町東部地区整備構想地区説明会
平成11年 5月	民間企業より、毛呂山町川角駅周辺開発事業の展開について、計画を断念する通知が提出される
平成24年 7月	意見交換会
平成25年11月	アンケート調査
平成26年10月	交通量調査
平成28年11月	第1回 地権者説明会
平成30年 2月	第2回 地権者・周辺住民説明会
平成30年 8月 9月	交通量調査
令和 2年 8月	川角駅周辺地区整備事業地区説明会
令和 2年12月	請願書の提出
令和 3年 2月	協議会設置に向けた造る会との事前打合せ （以降12月まで協議を重ねる）

年 月	内 容
令和 3年 5月	下川原地区有志一同より川角駅周辺地区整備事業に対する陳情書の提出
令和 3年 6月	造る会と意見交換会（町長同席）
令和 3年 6月	川角駅利用歩行者量調査
令和 3年 12月	第1回 川角駅周辺地区整備協議会



川角駅周辺位置図

